

(出停様式1)

治癒証明書

東京都立 府中東 高等学校長 殿

年 組 番 氏名

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について (学校保健安全法施行規則第18条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、及び鳥インフルエンザ（H5N1）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新興感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	COVID-19 新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症	
溶連菌感染症・マイコプラズマ感染・ウィルス性肝炎・感染性胃腸炎等(全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合)		

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：頭じらみ・水いぼ・とびひ

上記の該当する感染症名を○で囲んでください。

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (インフルエンザ・新型コロナ感染症は早見表参照)

上記の疾病は治癒しましたので、登校しても差し支えありません。 令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

(保護者による記入の場合) 保護者氏名 印

※医師による証明を受けることが難しい場合は、受診日・医療機関名をご記入のうえ、保護者の署名捺印をお願いいたします。

※登校再開後、1週間以内に学校へ提出して下さい。

【学校記入欄】

出停様式1の流れ

生徒・保護者(記入) → 担任(捺印) → 教務部(捺印)

→ 副校長(捺印) → 保健部(原本保管)

学級担任	教務主任	副校長